

## 議案第11号

### 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成26年2月19日提出

尾道市長 平谷 祐宏

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	山波58号線	尾道市山波町字明現前56番1地先から 尾道市山波町字明現前56番1地先まで	
2	山波59号線	尾道市山波町字明現前60番1地先から 尾道市高須町字太田山東21335番17地先まで	
3	山波60号線	尾道市山波町字五右衛門谷20106番50地先から 尾道市高須町太田山東21335番16地先まで	
4	山波61号線	尾道市山波町字明現山20001番18地先から 尾道市山波町字五右衛門谷20106番23地先まで	
5	山波62号線	尾道市山波町字明現20002番2地先から 尾道市山波町字五右衛門谷20106番15地先まで	

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地
6	山波63号線	尾道市山波町字五右衛門谷20106番 35地先から 尾道市山波町字五右衛門谷20106番 33地先まで	
7	山波64号線	尾道市山波町字明現山20001番27 地先から 尾道市山波町字明現山20001番25 地先まで	

#### 提案理由

山波町及び高須町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものである。

## 議案第12号

### 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成26年2月19日提出

尾道市長 平谷 祐宏

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地
1	有井7号線	尾道市向島町字鬼ヶ口9674番12地 先から 尾道市向島町字鬼ヶ口9674番19地 先まで	

#### 提案理由

向島町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものである。

## 議案第13号

### 業務委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、次のとおり百島航路フェリー建造業務の委託契約を締結することについて、議会の議決を求める。

平成26年2月19日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 委託業務名 百島航路フェリー建造業務
- 2 業務概要 常石～尾道航路に就航するフェリー建造業務一式
- 3 業務期間 議会の議決を経た日の翌日から平成27年1月31日まで
- 4 契約金額 3億4,614万円
- 5 契約の相手方 尾道市向東町14745番地3  
神原造船株式会社  
代表取締役 神原 辰 弥
- 6 契約の方法 随意契約

### 提案理由

百島航路フェリー建造業務に係る業務委託契約を締結するものである。

議案第14号

尾道市庁舎整備基金条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月19日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市庁舎整備基金条例案

条例第 号

尾道市庁舎整備基金条例

(設置)

第1条 本市の庁舎の整備に必要な費用に充てるため、尾道市庁舎整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の費用に充てるため必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

庁舎の整備の費用に充てるための基金を設置するための条例制定である。

## 議案第15号

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月19日

尾道市長 平谷 祐宏

### 尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案

#### 条例第 号

#### 尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第2第8号中「規定する被害者」を「規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手方からの暴力を受けた者を含む。）」に改め、同号ア中「規定」を「規定（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」に改め、同号イ中「規定」を「規定（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、暴力による被害者の範囲が拡大されたことに伴い、市営住宅に入居することができる対象者の範囲を拡大するための条例改正である。

議案第15号 尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正  
する条例案について

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>別表第2(第7条関係)</p> <p>第7条第1項で定める者(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(9) 略</p>	<p>別表第2(第7条関係)</p> <p>第7条第1項で定める者(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手方からの暴力を受けた者を含む。)でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(9) 略</p>



議案第16号

尾道市児童遊園地設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月19日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市児童遊園地設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市児童遊園地設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市児童遊園地設置及び管理条例（昭和40年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

黄幡遊園地	”	向島町 10395 番 6
-------	---	---------------

」

を

「

黄幡遊園地	”	向島町 10395 番 6
明現山第1遊園地	”	山波町 20001 番 53
明現山第2遊園地	”	山波町 20106 番 53、高須町 21335 番 26

」

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

開発行為により整備され、寄附を受けた遊園地を児童遊園地として管理するための条例改正である。

議案第17号

尾道市都市公園条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月19日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市都市公園条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市都市公園条例の一部を改正する条例

尾道市都市公園条例（平成17年条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

向島町運動公園	尾道市向島町字長者ヶ原 11098 番 289 外	7.20
---------	---------------------------	------

」

を

「

向島町運動公園	尾道市向島町字長者ヶ原 11098 番 289 外	13.10
---------	---------------------------	-------

」

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

向島町運動公園の公園区域の整備に伴い、開設面積を改めるための条例改正である。

## 議案第18号

尾道市瀬戸田町 B&G 海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する  
条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月19日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市瀬戸田町 B&G 海洋センター設置及び管理条例の一部  
を改正する条例等の一部を改正する条例案

### 条例第 号

尾道市瀬戸田町 B&G 海洋センター設置及び管理条例の一部  
を改正する条例等の一部を改正する条例

第1条 尾道市瀬戸田町 B&G 海洋センター設置及び管理条例の一部を改  
正する条例（平成25年条例第39号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成26年9月30日」を「平成26年3月31日」  
に改める。

第2条 尾道市瀬戸田町 B&G 海洋センター設置及び管理条例の一部を改  
正する条例（平成25年条例第53号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、  
付則に次の1項を加える。

(利用料金の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成26年9月30日までの間における  
尾道市瀬戸田町 B&G 海洋センター設置及び管理条例別表の1 体育  
館の表に定める利用料金の額については、同表中「600円」とある  
のは「400円」と、「300円」とあるのは「200円」と、「20  
0円」とあるのは「140円」と、「1,800円」とあるのは「1,  
200円」と、「3,600円」とあるのは「2,400円」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

尾道市瀬戸田町 B&G 海洋センターの使用料及び利用料金の額の特例に関する規定を整備するための条例改正である。

議案第18号 尾道市瀬戸田町B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例案について

1 尾道市瀬戸田町B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (使用料の特例)</p> <p>2 この条例による改正後の別表の1 体育館の表に定める使用料の額にかかわらず、この条例の施行の日から平成26年9月30日までの使用料の額については、同表中「600円」とあるのは「400円」と、「300円」とあるのは「200円」と、「200円」とあるのは「140円」と、「1,800円」とあるのは「1,200円」と、「3,600円」とあるのは「2,400円」とする。</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (使用料の特例)</p> <p>2 この条例による改正後の別表の1 体育館の表に定める使用料の額にかかわらず、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの使用料の額については、同表中「600円」とあるのは「400円」と、「300円」とあるのは「200円」と、「200円」とあるのは「140円」と、「1,800円」とあるのは「1,200円」と、「3,600円」とあるのは「2,400円」とする。</p>

2 尾道市瀬戸田町B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>付 則</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (利用料金の特例)</p> <p>2 この条例の施行の日から平成26年9月30日までの間における尾道市瀬戸田町B&amp;G海洋センター設置及び管理条例別表の1 体育館の表に定める利用料金の額については、同表中「600円」とあるのは「400円」と、「300円」とあるのは「200円」と、「200円」とあるのは「140円」と、「1,800円」とあるのは「1,200円」と、「3,600円」とあるのは「2,400円」とする。</p>